

浄化槽補助金交付申請等注意事項について

補助金交付申請書かがみ（様式第1号）

1. 申請年月日は記入しない。
2. 申請者の住所については、浄化槽を設置する場所ではなく、現在、住民票のある住所を記載すること。

事業計画書（様式第2号）

- 1 申請地は設置する場所を記載すること。
- 2 工期については、鉛筆で記入すること。

収支予算書（様式第3号）

- 1 収入と支出の計が一致すること。
- 2 工事請負契約書又は見積書の金額が、支出の合計額と一致すること。

添付書類

- 1 添付書類は補助金交付申請書のかがみに記載されている順番どおりにならべ、提出すること。
- 2 工事請負契約書の写しを添付とした場合は、収入印紙を貼っておくこと。
- 3 見積書の写しの場合は、見積書に印鑑を押しておくこと。また、見積書の計算が正しくされていること。
- 4 登録浄化槽管理票（C票）は必ず添付すること。
- 5 住宅平面図及び配管予定図を添付のこと。
- 6 町内居住は世帯全員の町税等完納証明書を必ず添付すること。
- 7 町外居住者は住民票を添付のこと。ただし、町税を納付している者は完納証明書も添付のこと。
- 8 町税、国民健康保険税、水道、住宅使用、介護保険料の完納証明書を添付。
- 9 浄化槽設置予定者講習会受講済証明証の写しを添付すること。ただし、県外からの転入者は実績報告のときに添付のこと。
- 10 浄化槽法第7条検査手数料領収証明の写しを添付すること。

事業完了届（様式第5号）

- 1 届出年月日は記入しないこと。
- 2 着工・完了年月日は鉛筆で記入すること。
- 3 交付決定番号を必ず記載すること。（年月日）

事業実績書かがみ（様式第6号）

- 1 報告年月日は記入しないこと。
- 2 申請者の住所については、浄化槽を設置する場所ではなく、現在、住民票のある住所を記載すること。

収支決算書（様式第7号）

- 1 収入の予算額・支出の予算額は補助金交付申請時の金額を記入すること。
- 2 決算額の収入の計と支出の計は一致すること。また、請求書との金額と一致すること。
- 3 予算と決算において差額が出た場合は、備考にその理由を記入すること。

添付書類

- 1 領収書の写しを添付書類とした場合は、収入印紙を貼ること。
- 2 保守点検及び清掃業務委託契約書の写しには収入印紙を貼ること。
- 3 配管完成図を添付のこと。
- 4 チェックリストを添付すること。

請求書

- 1 請求年月日は記入しないこと。
- 2 補助金の振込先金融機関は正確に記入すること。
- 3 電話番号は必ず記入すること。

その他

- 1 シレイ前着工は一切認めないものとする。交付決定後に工事に入ること。
- 2 実績報告、完了届、請求書はそれぞれ別の書類のため、別々に綴じること。すべて同時に提出される場合は、クリップ等でとめて提出すること。
- 3 補助金の交付は申請者と同じとし、代理受領は一切認めないものとする。
- 4 書類の不備については、受付をせずに全部返却し、再度提出していただく。
- 5 工事において変更などが生じた場合、変更承認申請書を提出し、必ず町民生活課と協議すること。完了検査時に工法等問題があった場合は、補助金交付決定を取り消すこともある。